

## 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための助成金のご案内

### 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成する制度です。（事業場内最低賃金が 1000 円未満の中小企業事業者）

- ・ 30 円以上引上げ → 引き上げる労働者数 1~3 人 助成上限 50 万円、引き上げる労働者数 4~6 人 助成上限 70 万円、引き上げる労働者数 7 人以上 助成上限 100 万円
- ・ 40 円以上引上げ → 引き上げる労働者数 1 人以上 助成上限 70 万円

助成率：いずれも 7/10（30 人以下事業場 3/4）。生産性要件を満たす場合 3/4（30 人以下事業場 4/5）

※厚生労働省HP「労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます」参照

（要件 1）事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後 6 月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。

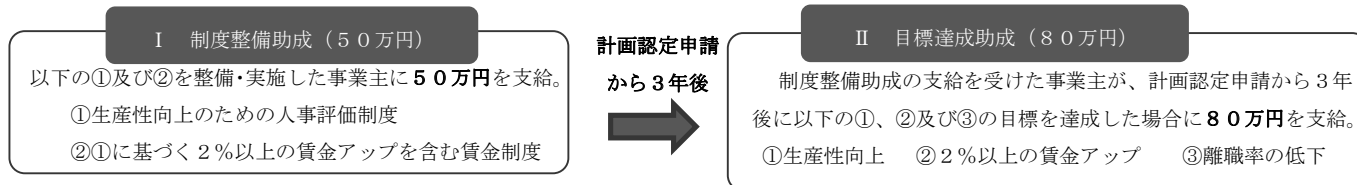
（要件 2）交付決定後に、生産性向上のための設備・器具の購入などを行うこと。

（要件 3）事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、上記の賃金引上げは、その発効日の前日までに行うこと。

※賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額以上の事業場内最低賃金を基礎として、各コースの額以上について引き上げを行うこと。

### 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

事業主が、能力を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に、助成金を支給します。



### 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）

設備等への投資を通じて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）を図る事業主を支援します。

計画期間は下記のA又はBのいずれかを選択し、計画の開始から1年後、2年後、3年後に計画開始前と比べて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）に関する目標を達成した場合に、以下の金額が支給されます。

#### A <雇用管理改善計画期間1年タイプ>

- ①計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成すること（計画達成助成）
- ②計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成すること（上乗せ助成）

#### B <雇用管理改善計画期間3年タイプ>

- 計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成
- ①【計画達成助成(1回目)】...計画の開始から1年後
- ②【計画達成助成(2回目)】...計画の開始から2年後
- ③【目標達成時助成】...計画の開始から3年後

(計画期間)	(設備導入費用)	(1年後)	(2年後)	(目標達成時助成)
A 1年	175 万円以上 1,000 万円未満	50 万円	-	<80 万円> 上乗せ助成
B 3年	240 万円以上 5,000 万円未満	<50 万円>	<50 万円>	<80 万円>
	5,000 万円以上 1 億円未満	<50 万円>	<75 万円>	<100 万円>
	1 億円以上	<100 万円>	<150 万円>	<200 万円>

(注)設備導入費用が 5,000 万円未満については中小企業のみを対象

### キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を 2%以上増額改定し、昇給させた場合、対象となる労働者数に応じ、下記の額の助成を行います。なお、中小企業において賃金規定等を 3%以上増額改定した場合等は助成額が加算されます。

- ・すべての有期契約労働者等が対象となる場合 9.5~285 万円（12~360 万円）
- ・雇用形態別、職種別など一部の有期契約労働者等が対象となる場合 4.75~142.5 万円（6~180 万円）

（注 1）生産性要件を満たした場合、〈 〉内の助成額になります。

（注 2）中業企業以外の場合、助成額は 3/4 程度となります。

詳細な支給対象等は、お問い合わせください。

（申請先）業務改善助成金 ⇒ 広島労働局雇用環境・均等室

人材確保等支援助成金及びキャリアアップ助成金

⇒ 各公共職業安定所（広島所及び広島東所管轄事業所は、広島労働局職業安定部職業対策課）